

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 28 日

保 険 医 療 機 関  
保 険 薬 局 御中

山梨県国民健康保険団体連合会  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度診療報酬改定において拡充された  
選択式記載コードに係るご請求について (通知)

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、選択式記載コードにつきましては、令和 4 年度診療報酬改定における記載要領通知の改正 (令和 4 年 3 月 25 日付け保医発 0325 第 1 号) において、記載要領通知別表 I (医科、歯科、調剤)、別表 II (薬価基準) 及び別表 III (検査値) のコードが拡充されたことに伴い、令和 4 年 10 月診療 (調剤) 分以降の電子レセプトにおいては、当該選択式記載コードを記録必須のうえ請求することとなっております。

つきましては、令和 4 年 10 月診療分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、選択式記載コードが設定されている項目 (診療行為・医薬品等) については、該当するコードを選択のうえ、ご請求くださいますようお願いいたします。

なお、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、「返戻」させていただきますのでご了承ください。

また、オンライン請求を行っている保険医療機関・保険薬局においては、「受付・事務点検 ASP チェック (事前に記載事項等の不備を確認できる機能)」の対象となるため、ご確認いただき、不備を訂正したうえで当月請求することができます。